

6月19日がラスト!

狂犬病予防注射のお知らせ

今年度の狂犬病予防集合注射は、残すところ6月19日(日)で最後となります。犬を飼っているみなさまで、犬にまだ狂犬病の予防注射を受けさせていない方は、この機会にぜひ受けてください。また、最近犬を飼い始めたけれど、まだ登録をされていない方は、狂犬病予防注射と一緒に登録もできますので、あわせて手続きしてください。
登録と狂犬病予防注射は、飼い主の義務です。きちんと登録し、狂犬病予防注射を受けさせましょう。

年 月 日	場 所	受 付 時 間
平成28年6月19日(日)	西原町役場正面玄関前	9時~12時 13時~16時 (12時~13時は、昼休みのため受け付けません)

料 金	注 意 事 項
<ul style="list-style-type: none"> ・予防注射 3,200円 (注射済票交付のみの方は550円) ・新規登録 3,000円 (鑑札票再交付の方は1,600円) 	<ul style="list-style-type: none"> ①登録している方は、予防注射のみの料金となります。また、平成28年3月2日以降に病院で予防注射を受けている場合は、注射済票のみの料金となります。病院で交付される証明書を持参してください。 ②注射会場へは、送付されたハガキを持参してください。 ③おつりのないようにご協力をお願いします。

お墓を建てるには許可が必要です

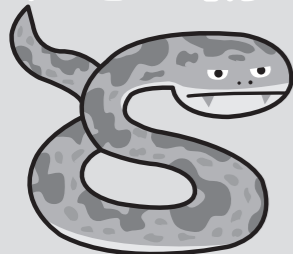


西原町でお墓を建てる場合は、西原町長からの許可(西原町墓地等の経営の許可等に関する条例第6条)を受けなければなりません。
無許可でお墓を建てた場合は、墓地、埋葬等に関する法律第20条により処罰されます。

新築、建替えともに許可が必要です。

お墓の建設(申請)は誰もが、どこにでもつくれるわけではなく、新築、建替えともに事前協議などが必要です。詳しくは担当部署への確認をお願いします。

注意で防ごうハブ被害! ハブ対策は環境整備で!!



沖縄県でのハブの被害は年間100件前後あり、西原町内でも過去10年間に12件発生しています。未だ住宅敷地内でのハブの目撃・被害もあり、町民の日常生活に多大な影響を及ぼしています。

ハブ被害を防ぐ身近な方法として、ハブが生息・侵入しにくい環境整備をすることが重要になります。敷地内の草刈りや餌となるネズミの駆除などの環境整備を行い、ハブによる被害を未然に防ぎましょう。

【お問い合わせ】 総務部生活環境安全課 環境保全係 ☎945-5018

相続 遺言 後見人 借金 司法書士に

など ご相談ください
相談内容 不動産登記、会社設立・登記、分筆、裁判手続 完全個室の相談ブース完備。お気軽にご相談ください。(要予約) ※借金問題は初回相談無料です

きゃん 司法書士事務所

代表司法書士 喜屋武力
与那原町字東浜23番地2 TEL 882-8177 ☎0120-36-7930 営業時間 平日AM9:00~PM6:00 http://kyan-jimusho.com



あなたの周りは大丈夫?

~不法投棄と野外焼却~



6月は、6月5日の「環境の日」を中心とする「環境月間」となっています。そこで今回は、身近な環境に関する情報の提供と環境活動の紹介をします。

不法投棄および廃棄物の焼却禁止に違反した場合は、

5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金です!

近年の廃棄物は、その量だけでなく質的にも処理・処分の困難なものが急増しています。このような状況を背景として、都市近郊である西原町では、ごみの不法投棄・不法焼却が急激に増えています。本町では、町内全域のパトロールや不法投棄監視カメラ設置などを行うことにより、不法投棄の防止に努めています。



不法投棄の予防策(例)

自分の土地(財産)を守るのは、所有者自身です。

- ① こまめに草を刈り、常に見通しのきくきれいな状態にしておきましょう。
- ② 柵をする、土のうを積む、入口に鍵・鎖を設けるなど、進入されにくい環境を作りましょう。
- ③ 定期的に見回りするなど、常に土地の状況を把握しておきましょう。

野外焼却(野焼き)の禁止について



廃棄物の野外焼却(家庭での焼却を含む)、いわゆる野焼きは(一部許可を除き)法律で禁止されており、野焼きをすると罰則の対象となります。

例えば「地面に穴を掘っての焼却」「ドラム缶焼却」「ブロック積み焼却」などは、**全て罰則の対象です。**

野焼きは、付近住民の方への迷惑行為に当たり、有害物質発生の原因にもなります。野焼きはやめましょう。

※農業、林業、漁業を営むためのやむを得ない焼却行為については、例外として認められていますが、都市化が進み、**焼却行為が発生するとすぐに苦情が寄せられる現状を踏まえ**、本町では、**農家のみなさまには、可能な限り焼却しないようにご協力をお願いします。**

【参考】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2第3号(第1号~第2号は省略) 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。
 - 三 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(政令)第14条第4号(第1号~3号および第5号は省略)
 - 四 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

(環境全般) 総務部生活環境安全課 環境保全係 ☎945-5018
【お問い合わせ】 (農地) 西原町農業委員会 ☎945-5281
(道路・河川) 建設部土木課庶務係 ☎945-4415